

育成料減免申請書

(兄弟減免については、本紙の提出は必要ありません)

年 月 日提出

西宮市長 様

登録コード									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※登録コードは利用許可通知書に記載されています。新規利用申請時は記入不要です

保護者名 _____

〒

住 所 _____

電 話 () _____

留守家庭児童育成センターの育成料について、下記のとおり減免を申請します。

フリガナ	学年 [2019年度]	性別	育成センター名
児 童 名	年	男・女	(第) 育成センター ※新規利用申請時は(第)の記入は不要です。
延長利用 (17~19時) を申請していますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		兄弟姉妹が同時に育成センターを利用しますか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

西宮市の市民税課税台帳を閲覧することを承諾します。

続柄	フリガナ 名 前	生 年 月 日	承諾印	市 チェック欄
父親		年 月 日	<input type="checkbox"/>	
母親		年 月 日	<input type="checkbox"/>	
祖父 (同居)		年 月 日	<input type="checkbox"/>	
祖母 (同居)		年 月 日	<input type="checkbox"/>	

- ※1. 上記の方について名前等を記入の上、押印をお願いします。
- ※2. 保護者が父母(祖父母)でない場合は、続柄欄を二重線で訂正し、記入してください。
- ※3. 保護者の方は、単身赴任等により児童と同居していない場合でも、名前の記入と押印をお願いします。
- ※4. 生活保護世帯の方は、「生活保護証明書」(写し可)又は「生活保護受給証の写し」を添付してください。
- ※5. 2018(平成30)年度の市・県民税が西宮市以外で課税されている方は、**市・県民税の2018(平成30)年度課税証明書**(市・県民税額の記載されたもの)を保護者(祖父母含む)の方全員分(お一人ずつ)添付してください。

市 記入欄	
育成料	円
延長利用	円
兄弟減免	円
決定額	円

- ※6. 年度途中の減免申請の適用は、受付日の翌月からとなります。
2018(平成30)年度市民税課税における扶養親族のうち、平成11年(1999年)1月2日~平成14年(2002年)1月1日生まれの方に関して、記入してください。

※別居の方も含みます 詳細は裏面に記載

続柄	フリガナ 名 前	生年月日	続柄	フリガナ 名 前	生年月日	続柄	フリガナ 名 前	生年月日

申請書の提出先
〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30
電話 0798-41-4421
(福) 三光事業団 鳴尾育成センター事務局

受付印

育成料減免額の決定方法について

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯 2018年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯で母子・父子世帯	0円	0円
2018年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯	2,000円	3,000円
2018年度「育成料減免基礎額」が6万円未満(0円を除く)の世帯	4,100円	3,000円
2018年度「育成料減免基礎額」が6万円以上12万円未満の世帯	6,100円	3,000円

◀ 「育成料減免基礎額」の計算方法 ▶

2018年度 市民税所得割の額(※) - (A×330,000+B×120,000) × 6%

A：年少扶養控除対象者の人数

B：特定扶養控除上乘せ分対象者の人数

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書」または「課税証明書」で確認できます。
「源泉徴収票」ではありません。

〔2018年度市民税課税における扶養親族の年齢は、2017年12月31日時点の年齢です。〕

年少扶養親族：2002年1月2日～2017年12月31日生まれ

特定扶養控除上乘せ分：1999年1月2日～2002年1月1日生まれ

上記の「特定扶養控除上乘せ分」に該当する親族を扶養されていた場合(別居も含む)は、減免申請書の扶養親族記入欄に16歳～18歳(2017年12月31日現在)の方の名前、生年月日を記入してください。記入が無い場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない(又は本来の額より高い金額となる)場合があります。

■ 「育成料減免基礎額」について

本市では市民税の所得割の額から育成料減免額を決定しておりましたが、2010年度の税制改正において下記の扶養控除が廃止され、19歳未満の親族を扶養されている方の市民税の所得割の額が高くなることとなりました。この税制改正によって利用者にかかる負担が大きくなることのないよう、上記の「育成料減免基礎額」から育成料減免額を決定することとしております。

(参考 2010年度税制改正により廃止になった扶養控除額)

- ・年少扶養控除：16歳未満(0～15歳) の扶養親族1人あたり 330,000円
- ・特定扶養控除上乘せ分：16～18歳 の扶養親族1人あたり 120,000円